

枝野経済産業大臣談話

平成23年12月16日

関西電力管内（10%以上）及び九州電力管内（5%以上） の節電期間の開始とご協力のお願い

1. 電力需給に関する検討会合（平成23年11月1日）にて取りまとめられた「今冬の電力需給対策について」に基づき、12月1日から3月30日までの平日（年末年始は12月29日から1月4日を除く）について、沖縄電力管内を除く全国の電力会社管内の需要家の皆様に、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での使用最大電力(kW)の抑制（以下、「節電」）をお願いしてまいりました。
2. 今後、関西電力管内及び九州電力管内においては、数値目標を伴う節電期間に入ります。具体的には、関西電力管内においては、12月19日から3月23日までの間10%以上、九州電力管内においては、12月26日から2月3日までの間5%以上の節電に御協力をお願い致します※。

※いずれの管内も平日（年末年始は12月29日から1月4日を除く）、時間帯は関西電力管内においては朝9時から夜9時、九州電力管内においては朝8時から夜9時までの間お願いいたします。

3. 御迷惑をお掛けしますが、病院や鉄道等のライフライン機能等の維持や生産活動に実質的な影響が及ばない範囲で、節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。
4. なお、節電期間中、万一、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府より、電力需給ひっ迫警報を発令※いたします。その場合にはより一層の節電をお願いいたします。

※翌日の供給予備率が3%未満となるおそれがある場合、前日の18時と当日の朝8時（九州電力管内は朝7時）に政府から発令し、需要家の皆様に、報道機関や業界団体、政府の「需給ひっ迫お知らせサービス」に登録を頂いたメールアドレス等を通じてお知らせいたします。

5. 政府は、皆様の節電の取組を支援するため、地方自治体や電力会社等とも連携し、節電に関する情報提供等きめこまかい対応に全力を尽くしてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
担当課長：佐藤、担当：安田、赤松
電話：03-3501-1749（直通）